

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

選挙管理委員会告示	ページ
由利本荘市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに係る裁決(一一一)	1
衆議院議員総選挙における選挙人名簿の登録の基準日等(一二二)	5
衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日(一二三)	5
選挙管理委員会告示	5
秋田県選挙管理委員会分室の設置	5
秋田県選挙管理委員会分室において処理すべき事務	6

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百二十一号

平成十七年四月十七日執行の由利本荘市長選挙における選挙の効力及び柳田弘候補者の当選の効力に関する審査の申立てに対し、当委員会は、平成十七年八月十一日次のとおり裁決した。

平成十七年八月十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

裁決書

由利本荘市内越字平岡四百五十七番地
 審査申立人 遠 藤 次 郎(七十四歳)
 由利本荘市松ヶ崎字荒町南側六十四番地
 審査申立人 黒 田 勉(五十八歳)

上記審査申立人二名(以下「申立人ら」という。)は、由利本荘市長選挙管理委員会

(以下「市委員会」という。)に対して、平成十七年四月十七日執行の由利本荘市長選挙(以下「本件選挙」という。)の選挙の効力および柳田弘候補者の当選の効力に対する異議の申出をしたところ、市委員会が平成十七年五月二十七日付けでこれを棄却する決定をし、この決定を不服として申立人らから秋田県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)に提起された審査の申立てについて、当委員会は、審理の上次のとおり裁決する。

主文

本件審査の申立を棄却する。

第一 審査の申立ての趣旨および概要

一 本件選挙の概要および申立人遠藤次郎による異議申出と市委員会の決定

(一) 本件選挙は、平成十七年四月十日告示、同月十七日に執行され、「はせべ誠」候補者(以下、「はせべ候補者」という。)と「柳田弘」候補者(以下、「柳田候補者」という。)が立候補し、柳田候補者が当選した。

(二) 本件選挙につき、申立人遠藤次郎は同年五月二日に市委員会に本件選挙及び柳田候補者の当選の無効の主張をして異議の申出をした。

(三) 市委員会は、同月二十七日に本件選挙および柳田候補者の当選の無効の異議の申出を棄却する旨の決定をした。

(四) 申立人らは、市委員会の決定を不服として、六月七日に当委員会に審査の申立てをし、市委員会がした異議の申出の棄却決定を取消し、本件選挙を無効とする旨、又は本件選挙における柳田候補者の当選を無効とする旨の裁決を求めた。

二 申立人らが本件選挙および柳田候補者の当選を無効と主張する理由

申立人らの主張する理由は、以下のとおりである。

(一) 開票立会人に対し、開票作業の確認を規制したこと、開票作業の状況を説明しなかったこと、無効票を開示しなかったことなど、開票事務に重大な瑕疵があり、本件選挙は無効である。

(二) 開票率七〇・五パーセントの時点において、はせべ候補者二〇、五〇〇票、柳田候補者一八、〇〇〇票だったものが、最終的には、はせべ候補者二六、五五三票、柳田候補者二七、二五八票となり、七〇五票差で逆転したが、この間の得票の偏りは、通常では考えられない。

「無効票には、どの候補者の票かはつきりしない票はなく、すべて内訳のはつきりした無効票である」との市委員会の主張は信じがたい。

これらのことから、はせべ候補者と柳田候補者の当落が逆転する可能性があり、当選無効の事由を明らかにするため、集計し直す必要がある。

第二 裁決の理由

当委員会は、この審査申立てを適法なもの認め、これを受理し、市委員会からの弁明書および関係書類の提出、申立人らから弁明書に対する反論書の提出を受け、申立人ら、本件選挙の選挙長、市委員会職員を含めた開票事務従事者三名、はせべ候補者および柳田候補者から届け出られた開票立会人各一名の意見陳述および証言を求め、審査した。

その結果は、次のとおりである。

一 申立て理由(一)について

(一) 選挙無効の要件等

選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、公職選挙法(以下、「法」という。)第二百五条第一項において、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない」と規定されている。

同条項にある「選挙の規定に違反があるとき」とは、主として、選挙管理の任に当たる機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は、直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すものであるとの判例(昭和二十七年十二月四日最高裁判所判決)が確立している。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、選挙の規定に違反することがなかったならば、候補者の当落に異なった結果を生じたかも知れないと客観的に認められる場合を指すものであるとの判例(昭和二十九年九月二十四日最高裁判所判決)が確立している。

開票手續きに関しては、法第六十一条以下に規定されており、申立人らが選挙無効の原因としている開票立会人の役割については、法第六十六条第一項において、「開票管理者は、開票立会人立会の上、投票箱を開き、先ず第五十条第三項および第五項の規定による投票(仮投票)を調査し、開票立会人の意見を聴き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない」、同条第二項において、「開票管理者は、開票立会人とともに、当該選挙における各投票所および期日前投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならない」と規定されている。さらに、法第六十七条において、「投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない」と規定されている。

法第六十一条第二項で規定されている「投票の点検」とは、「各投票の効力を決定し、各候補者別に得票数を計算すること」とされており、実際の開票所における開票立会人は、事務従事者の開票作業を監視すること、投票の有効・無効の確認と意見具申を行うことよってその機能を果たしている。

「候補者から届け出た立会人を立ち会わせるのは、候補者の利益を代表する者をして事務の公正な執行を監視せしめるためである」(昭和二十七年十二月五日最高裁判所判決)から、立会を拒否することは選挙無効の原因となるものであり、開票立会人が開票所内においてもその行動を規制されることよって開票立会人としての機能を果たせなかった場合も、同様に選挙無効の原因になるものと解される。

(二) 開票立会人に対する行動の制限

申立人らは、選挙事務従事者が開票立会人の離席に対して注意したこと、そのため、開票立会人が投票の内容確認や積み上げた有効票の束数を確認できなかつたことは、選挙の規定に違反するものである旨主張し、申立人らおよびはせべ候補者から届け出られた開票立会人は、次のとおり陳述および証言した。

ア 開票立会人は座って下さい、との放送があった。

イ 最初は回って歩いたが、座って下さいというアナウンスがあり、着席して作業を見ていたが、作業の内容はわからない。

これに対し、市委員会は、会場内の秩序を保つため、みだりに離席する場合は制止することはあるが、開票立会人に対して理由もなく離席を拒んだこととはない旨主張し、選挙長、市委員会事務局次長および事務従事者は、次のとおり陳述および証言した。

ア 投票箱の開錠および投票の混同は、開票立会人席から見える状態で行われた。

イ 開票立会人は、開票作業開始直後は開票立会人席から離れ、開披台周辺で作業を見ていた。その後、開票作業中に選挙事務従事者が、数回、口頭および放送により開票立会人に席を立たないよう注意した。

ウ しかし、開票立会人が集計作業の間に入り、開披台付近で携帯電話をかける等したとき注意したが、離席を全面的に禁じてはいない。

(三) 開票立会人による投票の確認

申立人らは、開票作業の状況の説明がなかったこと、一〇〇票束の数について立会人に確認を求めなかつたこと、無効票を開示しなかつたことは、選挙の規定に違反するものである旨主張し、申立人らおよびはせべ候補者から届け出られた開票立会人は、次のとおり陳述および証言した。

ア 「開票事務の流れ」については、投票箱の確認の説明はあったが、他は聞いていないような気がする。

イ 数が多いため一〇〇票束の確認をする余裕はなく、疑問票の提示および確認はなかつた。

これに対し、市委員会は、開票された票は、計数機により二回計算され、庶務確認係において得票計算簿により集計され、開票立会人の確認を受けた後投票積上台に載せており、開票立会人の確認を受けている旨主張し、選挙長、市委員会事務局次長および事務従事者は、次のとおり陳述および証言した。

ア 開票作業の開始前および開票作業中に、関係者に対し、開票所全般の注意事項、開票作業の流れ、得票計算の方法、各係の業務内容等について送付で説明している。

イ 投票の確認手続の流れは、票を開披台において開披して候補者別、疑問票、無効票に分け、内容審査係において混入票の有無を確認した後、計数係が計数機にかけて一〇〇票束を作り、再度計数機により確認した後、一〇〇票束に個票を付けて庶務確認係に回す、庶務確認係は一〇〇票束の個票に庶務確認印を押し、選挙長および立会人が一〇〇票束を確認して押し印した後、投票積上台に持って行く、というものである。

ウ 無効票は、明確に無効であることがわかるものばかりであり、開票立会人も確認しており、開票立会人から疑問が出されたこともない。

(四) 当委員会の判断

当委員会としては、申立人らおよび市委員会の主張、開票立会人らの証言等から、選挙の規定に違反する事実はないと考える。

すなわち、市委員会は、会場における放送により開票立会人等への事前説明や開票作業の状況説明を行っており、開票立会人において、開票作業の内容を理解できない状態にはなかった。また、市委員会は、数回、開票立会人に着席を求めているが、作業開始直後は開票立会人も開披台周辺で作業を見ており、この注意は開票作業に支障が出ることを防止するためのものにならず、開票立会人の監視機能を果たせなくなる程度にまで行動を規制したものは認められない。

票の確認については、開票事務の手順に従った開票手続が行われ、事務従事者にも特に不審な動きがあったことは窺われないうこと、票と同時に回付された得票計算簿にすべての開票立会人が押印しており、無効票も含めすべての票について、開票立会人はその内容を確認して意見を述べる機会も確保されていたのであるから、票の開示はなされていたものといえる。

したがって、選挙無効となるような法令違反の事実はなく、この点に関する申立人らの主張には理由がない。

二 申立て理由(二)について

(一) 当選無効の要件等

当選の効力に関する争訟において、当選無効の原因とされるのは、「当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、当選人を決定した選挙会に違法があること、決定手続きに違法があること、決定内容 例えば、投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票の算定、当選人となりうる資格の有無の認定に違法がある」ことと解されている。(昭和三十年九月二十九日大阪高等裁判所判決)

(二) 有効得票の算定

申立人らは、投票積上台で五〇〇票の束の数による票数の集計をした際、はせせ候補者の一〇〇票の束四束の上に柳田候補者の一〇〇票の束一束を乗せて束ね、すべて柳田候補者の票としたおそれがあること、外部に対する計数機の調子が悪かったとの説明および計数機により正確に計算および集計されているとの市委員会の判断は整合性を欠いており、得票の算定に誤りがあった旨主張し、申立人らおよびはせせ候補者から届け出られた開票立会人は、次のとおり陳述および証言した。

ア 第二回中間発表の際、五〇〇票の束の置き場所を間違えたと聞いた。

イ 一〇〇票の束は正しいと思うが、束の数が多いため、一〇〇票の束がどちらにいくつあったか、開票立会人は確認できない。その確認をするのが投票積上台である。

ウ 上一束が柳田票、下四束がはせせ票となっていたか否かについて、確認はないが、職員が操作してもチェックする方法がない。

エ 開票立会人は、確認印を押すことで忙しく、確認した票が投票積上台のどちらに運ばれたかは分からない。

これに対し、市委員会は、一〇〇票束に計算された票は、庶務確認係により得票計算簿により集計され、開票管理者および開票立会人の確認を得た後、投票積上台に五段ずつ積み上げており、一〇〇票束四束の上に他の候補者の一〇〇票束を積み上げた事実はない旨主張し、選挙長、市委員会事務局次長および事務従事者は、次のとおり陳述および証言した。

ア 積上台の票は集計の終わった票であり、間違つて積み上げたとしても、集計得票に誤りが発生することはない。また、庶務確認係は、得票集計簿および投票積上台の票との照合を随時行っている。

イ 市長選挙用の計数機五台のうち二台が何回か途中で詰まることがあったが、使用できないほどの故障はなく、計数機で一〇〇票を数えて束を作るまでの時間は一回十五秒位であり、計数機の不調によっても計算はそれほど遅れていなかった。

ウ 計数機を一方の候補者用として特定していなかったため、計数機の不調

(三)

時に数えている票がどちらの有効票かは把握していなかった。

工 回付係が計算係に持つてくる「かご」には、少なければ四〇〇票位、普通では七〇〇票から一、〇〇〇票位が入っている。

無効票の判定

申立人らは、無効票のすべてがはつきりした無効票であるとの市委員会の主張は信じがたいと主張し、申立人らおよびはせせ候補者から届け出られた開票立会人は、次のとおり陳述および証言した。

ア 開票立会人は、疑問票の提示を受けておらず、中身も見せられず、その内容を確認していない。

イ 事務局長が全体の票の内訳を口頭により読み上げて終わりとなった。

これに対し、市委員会は、すべて内訳のはつきりした無効票であり、判読係により法の規定に基づいた種類に分類され、その内容は開票管理者および開票立会人の確認を得ていると主張し、選挙長、市委員会事務局次長および事務従事者は、次のとおり陳述および証言した。

ア 無効票については、明確に無効票とわかるものばかりだったため、開票立会人の判断を聞くことはなかった。

イ 無効票は開票立会人に提示しており、開票立会人から疑問が出されることはなかった。

(四)

中間発表の内容等

開票立会人および事務従事者の証言、市委員会の提出資料から、中間発表の状況および無効票の状況は、次のとおりと認められる。

開票開始時刻 午後九時

第一回中間発表表 時刻 午後十時十七分現在

開票率 三八・四六%

得票 はせせ候補者

一〇、五〇〇票

第二回中間発表表 時刻 午後十時三十二分現在

開票率 七〇・五一%

得票 はせせ候補者

二〇、五〇〇票

最終速報 時刻 午後十時四十八分現在

開票率 一〇〇%

得票 はせせ候補者

一八、〇〇〇票

無効票の内訳

無効票総数 柳田候補者

二六、五五三票

二七、二五八票

七八九票

(五)

内訳

白紙投票 三一七票

候補者でないものの氏名を記載 一七二票

単に雑事記載 一六三票

単に記号や符号を記載 一一一票

その他 一六票

選挙会終了時刻 午後十一時十分

開票作業の流れと得票の集計方法

開票立会人および事務従事者の証言、市委員会の提出資料から、開票作業の流れと得票集計の状況は、次のとおりと認められる。

投票箱の状態を確認した。

投票箱から開披台に投票用紙を移し、混同した。

開披点検係は、開披台上で「はせせ」、「柳田」、「白票」、「無効および疑問」に分類し、それぞれのかごに該当する投票用紙を入れた。

開披台上の投票の分類が終了した後は、開披点検係は内容審査係となり、内容審査係は、かごの中の票を確認し、再びかごに分類し直した。

回付係は、内容審査を終了した「はせせ」、「柳田」に分類されたかごを計算係に運んだ。このかごの中には、七〇〇票から一、〇〇〇票の投票が入っていた。

計算係は、計数機で一〇〇票であることを二回確認し、確認のための個票を添付して束にした。

回付係は、計算係が作成した有効票一〇〇票単位の束を庶務確認係に運んだ。

庶務確認係は、一〇〇票束を数え、束数を得票計算簿に記入し、個票に確認印を押印した。

回付係は、得票計算簿への記入を終了した束を選挙長に運んだ。

選挙長は、束の中の票の内容確認を行い、個票に確認印を押印した。

選挙長は、確認済みの束を同じ机にいる開票立会人に渡した。

開票立会人は、選挙長が確認した束を確認し、個票に確認印を押印した。

回付係は、開票立会人の確認済みの束を投票積上台に運び、参観者からも識別できる候補者別の区画にそれぞれの有効票を五束一山として積み上げ、一部の束は五束単位で輪ゴムで結束した。

庶務確認係は、投票積上台上の票数と得票計算簿の票数の照合を随時行った。

無効票は有効票と異なる以下の流れで処理された。

(六)

「白票」「無効および疑問票」のかごは、上記の後、回付係により判読係に運ばれ、判読係は明白な無効票を十区分に分類した。判読係が直ちに判読できなかった判読困難な投票は、回付係により選挙長に運ばれ、開票立会人の意見を求めて選挙長が決定することになっていたが、今回は該当する投票はなかった。

分類された無効票は、すべての有効票の確認を終了した後、計算係が計数機により票数を数え、個票を添付した束にされ、庶務確認係が確認した後、選挙長、開票立会人の確認を受けた。

無効票の回付と同時に得票計算簿が回付され、選挙長、開票立会人が確認および押印した後、選挙会に資料として提出された。

当委員会の判断

当委員会としては、申立人らおよび市委員会の主張、開票立会人らの証言等に基づき、申立人主張の当選無効の原因となる事実はないと考える。

すなわち、投票の集計は、開披点検係、内容審査係、計算係の確認を経た後、庶務確認係において行われており、申立人らが主張している投票積上台での五〇〇票の束での集計は行われていない。

申立人らは、「投票積上台で五〇〇票の束を集計していた」と主張するが、庶務確認係による得票計算簿と投票積上台上の票数を照合していた状況を指しているものと考えられる。なお、投票積上台は参観人からすぐ見える位置にあり、常に衆人環視の状況にあり、その場での票の積み替え等の不審な動きは指摘されていない。

個々の投票の内容確認、票数の確認、得票計算簿の計算、得票計算簿の集計結果と投票積上台上の集計済みの票数の照合は、必ず複数の事務従事者による複数回行われていたほか、各係の間の投票の運搬および投票積上台への集計済みの票の積み上げは、票の点検確認や得票計算簿に關与しない回付係が行っていたことなど、不正やミスの防止対策が講じられていた。

得票計算簿の票数と投票積上台上の票数を数回照合した結果において、不一致が発生した状況は認められず、庶務確認係の集計に誤りがあったとは認められない。

無効票については、無効票七八九票の内、白票が三二七票、候補者でないものの氏名を記載した票が一七二票、単に雑事を記載した票が一六三票、単に記号や符号を記載した票が一二二票等であり、いずれも無効の内容が明確な票であり、また、開票立会人も確認および意見を述べる機会を与えられていたと認められる。

したがって、両候補者の有効得票の算定に違法はなく、無効票の判定にも

問題がないことから、申立人らの主張には理由がない。

なお、本裁判に直接の影響はないが、あえて二回目の開票速報の得票差の原因について考察すれば、内容審査係から計算係に回付されたかごには概ね七〇〇票から一、〇〇〇票が入っており、二台の計数機の不調により最大で二、〇〇〇票程度が滞留した可能性があることから、これが第二回中間発表と最終速報の結果が逆転した原因になったものと考えられる。

第三 結論

以上のとおり、本件選挙および柳田候補者の当選の無効を求める申立人らの主張にはいずれも理由がないことから、市委員会がした異議の申出の棄却決定は正当と認められ、これを取り消す理由はなく、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成十七年八月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第百二十二号

平成十七年九月十一日執行予定の衆議院議員総選挙における選挙人名簿の基準日、登録日及び縦覧期間を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十四条第二項の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年八月十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 基準日 平成十七年八月二十九日（年齢については九月十一日）

二 登録日 平成十七年八月二十九日

三 縦覧期間 平成十七年八月三十日

秋選管告示第百二十三号

平成十七年九月十一日執行予定の衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第五項の規定により、平成十七年八月三十日と定めたので告示する。

平成十七年八月十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙管理委員会公告

平成十七年九月十一日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙の事務を処理するため、秋田県選挙管理委員会規程（昭和二十八年秋選管告示第五十四号）第十三条の二

